

各 位

会 社 名 株式会社タカトリ
代表者名 代表取締役社長 北村 吉郎
(コード番号 6338 東証二部)
問 合 せ 先 取締役管理本部長
岡島 史幸
(TEL 0744-24-8580)

「内部統制システムの構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は平成 27 年 5 月 1 日に「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成 27 年法務省令第 6 号)が施行されたことを踏まえ、平成 27 年 9 月 25 日の取締役会において、平成 27 年 10 月 1 日付で「内部統制システムの構築の基本方針」の一部を改定することを決議いたしましたので、改定後の内容を下記のとおりお知らせいたします。

(追加、変更箇所は下線で示しております。)

記

内部統制システムの構築の基本方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役の業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、取締役が遵守すべきものとして制定した「役員規程」「役員倫理規程」「コンプライアンス規程」「コンプライアンスマニュアル」に従い行動し、その推進を図る。
 - (2) 社外の弁護士等を直接の情報受領者とする「内部通報規程」に基づき、法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内通報体制の運用を行う。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る記録(取締役会議事録、稟議書等)については、当社の「文書管理規程」に従い、適切に保存及び管理を行う。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 「リスクマネジメント基本規程」に基づき、取締役社長を委員長としたリスクマネジメント委員会において、取り組み全体の方針・方向性の検討・決定、リスク選定及び対策等の検討・決定、各部門でのリスクマネジメント推進の指示等リスク全般の管理を行い、事業を取り巻く様々なリスクに対して的確な管理・実践が可能な体制の整備・運用を行う。万一、不測の事態が発生した場合は、損害・影響額を最小限にとどめる体制を整える。
 - (2) 「職務権限一覧表・明細表」「稟議規程」等による職務権限の明確化を行う。
 - (3) 内部監査部門による全部門への原則年 1 回の監査実施を行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役の職務が、効率的に行われることを確保するために制定した「取締役会規程」「役員規程」「稟議規程」等の諸規程に従い行動する。

- (2) 取締役会において決定した全社及び各部門の年度計画に基づき、月次・四半期毎の業績管理を行う。
- (3) 原則として毎月1回以上、取締役会を開催し、迅速な意思決定と効率的な業務執行を行う。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) 使用人の業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、社員が遵守すべきものとして制定した「コンプライアンス規程」「コンプライアンスマニュアル」に従い行動し、また定期的に研修会を実施して、その周知徹底と推進を図る。
- (2) 社外の弁護士等を直接の情報受領者とする「内部通報規程」に基づき、法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内通報体制の運用を行う。
6. 株式会社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 関係会社管理責任者は「関係会社管理規程」に従って、関係会社の関連書類等の精査・分析等を行った上、取締役会に定期的（月1回）に報告を行う。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合における 補助使用人に関する事項及びその補助使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当社の監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役から求めのあった場合、専任の担当者（補助使用人）を配置し、且つ補助使用人の評価及び異動等において独立性を確保する体制を整える。
- また、監査役は補助使用人に対する指揮命令権を有し、補助使用人は監査業務に関わる業務を優先する。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (1) 監査役と代表取締役との定期的会合を行う。
- (2) 取締役及び社員は、監査役に対して法定の事項に加え、次の事項は、発見次第直ちに報告する。
- a. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- b. 会社の業務または財務に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上または財産上の問題
- (3) 監査役は、取締役及び社員より報告を受けた場合、その他の監査役に速やかに報告を行う。
9. 監査役に対して上記報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査役に対して上記報告を行ったものに対し、当該報告を行ったことを理由として何ら不利な取扱いを行わないものとし、その取扱いについて当社の取締役及び従業員等に周知徹底を図る。
10. 監査役職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続、その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は監査役職務の執行に関して生じる費用について、監査役が請求をした場合は監査役職務執行に必要でないと認められた場合を除き、その請求に応じる。
11. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役が、会社の重要情報について、すべてアクセスできる体制を整える。
- (2) 監査役専用の部屋を置き、独立した監査役業務が行える体制を整える。

以上